

ユニセフ 基礎リーフレット



unicef  for every child

ユニセフとは

ユニセフ(UNICEF:国際連合児童基金)はすべての子どもの命と権利を守るために、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、190の国と地域で活動しています。第二次世界大戦によって厳しい生活を強いられた子どもたちへの緊急支援を行なうため、1946年に創設されました。現在は、子どもの権利を擁護する主要な機関として、戦争で被災した子どもに限らず子どもたちの健やかな成長のため、教育、保健、水と衛生、栄養、保護等の支援活動を行なっています。



日本ユニセフ協会とは

日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)は世界33の先進国・地域にあるユニセフ国内委員会のひとつです。ユニセフとの「協力協定」のもと、日本国内において民間で唯一ユニセフを代表し、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー(政策提言)活動を行なっています。1955年創立。

ユニセフの使命

創立50周年を迎えるにあたり1996年に明文化されたユニセフの活動指針です。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づいています。

ユニセフは、子どもの権利を守り、子どもが持つ生まれた能力を十分に發揮できる機会を広げるため活動します。

ユニセフは、「子どもの権利条約」に基づいて活動し、この条約が広く子どもに対する行動の基盤となるように努力します。

ユニセフは、子どもの生存、保護、発達、参加が、人類の進歩にとって不可欠だと考えています。

ユニセフは、各国の政府などに働きかけ、子ども最優先の原則を実現するよう支援します。

ユニセフは、最も困難な状況にある子どもたちが特別な保護を受けられるよう努めます。

ユニセフは、緊急事態にすばやく対応して、子どもを守ります。

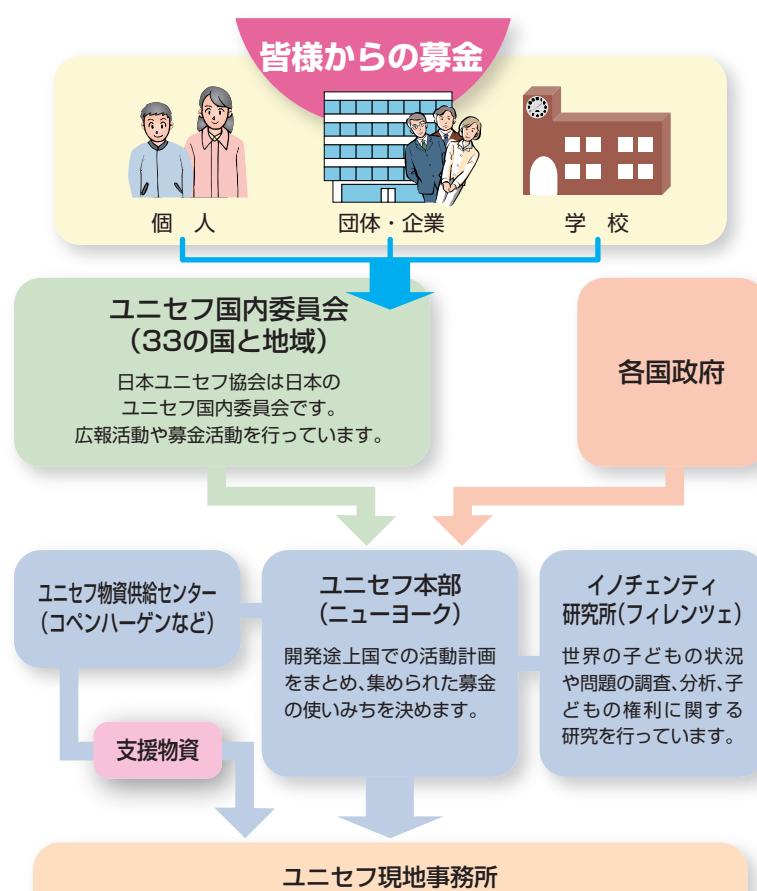
ユニセフは、中立の機関で、差別なく、最も支援を必要としている子どもを優先的に援助します。

ユニセフは、女性と女の子が男性と平等の権利を得られるように支援します。

ユニセフは、国際社会の平和と調和のある発展を目指します。

(The Mission of UNICEF) 抄

ユニセフの組織と募金の流れ



世界の子どもたちへ



ユニセフの収入と支出

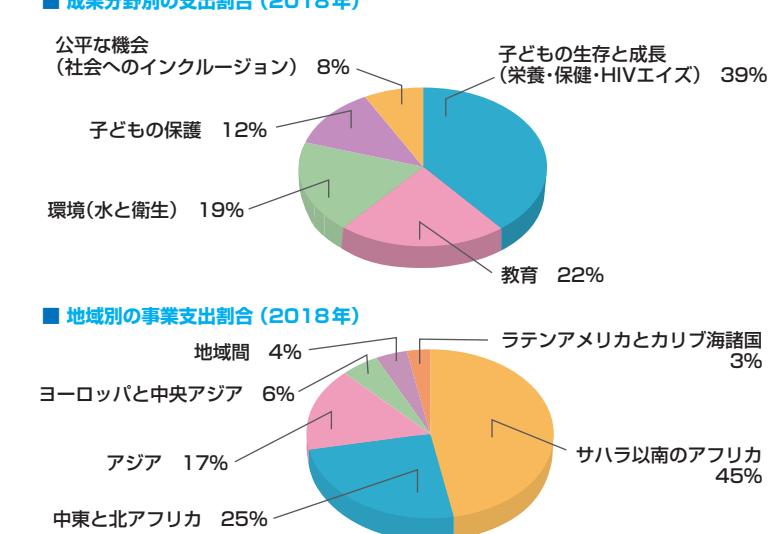
2018年、ユニセフの総収入は66億7,600万米ドル。公的部門(政府や政府間組織、国際金融機関、国際機関間共同協力)からの収入は約50億4,200万米ドル(76%)、民間部門(各國のユニセフ協会、民間企業、個人のご支援者、NGO、財団)からの収入は14億6,100万米ドル(22%)にのぼりました。

収入



2018年、ユニセフの支出総額は59億4,600万米ドルでした。そのうち、53億5,100万米ドル(90%)を開発支援事業費に充てました。皆様からの寄せられた募金は、支援を必要としている以下の地域と活動分野に活用しています。

支出



ユニセフにご協力をいただく方法

ユニセフ募金

ユニセフの活動は皆様からのご協力によって支えられています。

*(公財)日本ユニセフ協会への寄付金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

郵便局(ゆうちょ銀行)から

全国の郵便局(ゆうちょ銀行)から募金を送金していただけます。

振替口座: 00190-5-31000

口座名義: 公益財団法人 日本ユニセフ協会

*窓口でのお振込みの場合は、送金手数料が免除されます。

お電話から

クレジットカードによる募金をフリーダイヤルで直接承っております。

TEL 0120-88-1052 (平日 9:00 ~ 18:00)

インターネットから

クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ支払い、または電子マネー(楽天Edy)による募金を受け付けています。

パソコン・スマートフォン: www.unicef.or.jp

皆様の募金で、たとえばこんな支援が実現できます。



ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム

金融機関の口座、またはクレジットカードから、毎月任意の一定額を自動引き落として募金いただけるプログラムです。世界の子どもたちやユニセフの活動についての広報誌「ユニセフ・ニュース」(年4回発行)をお送りします。お申し込みは、ホームページまたはフリーダイヤルへ。

外国コイン募金

旅行や出張で使いきらなかった海外のコインなど、日本では換金ができない外国の貨幣もユニセフ募金になります。「日本ユニセフ協会 外国コイン係」宛てにお送りください。しっかり梱包していただき、外側に内容物は「メタル」とご明記ください。

*国内の主要国際空港の税関検査場(帰国時)や毎日新聞社、三井住友銀行、JTBグループの店頭などに国際募金用の募金箱が設置されています。(一部取り扱っていない店舗・支局もあります)

ユニセフ支援ギフト

ユニセフの支援物資を途上国の子どもたちにプレゼントする支援方法です。ワクチン、浄水剤などの支援物資をご指定ください。ご協力いただいた方には、支援ギフトの写真と説明が記載されたカードをお届けします。お申し込みはホームページまたはフリーダイヤルへ。

ユニセフハウスを訪問する

世界の子どもたちの暮らしやユニセフの活動について学ぶことができる展示スペースがあり、ボランティアによるガイドツアーも行っています。ユニセフハウスに、ぜひ一度足を運びください。

*ガイドツアーは開館日の16:00まで。ホームページからご予約ください。

日本ユニセフ協会の賛助会員になる

日本ユニセフ協会が行なう様々な活動を、賛助会費によってご支援いただけます。賛助会員には「ユニセフ・ニュース」や資料をお送りしますので、世界の子どもたちの状況やユニセフと日本ユニセフ協会の活動を知り、できる範囲で行動する機会についていただくことができます。賛助会員申込書のご請求は、日本ユニセフ協会団体・企業事業部、もしくはお近くの協定地域組織までご連絡ください。

その他のご協力方法についてはホームページをご覧ください

世界の子どもの状況やユニセフの活動の最新情報をお知らせするページのほか、様々なテーマの特集ページもございます。ご参加いただけるイベント情報なども掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページ: www.unicef.or.jp ユニセフ 検索

郵便局(ゆうちょ銀行)振替口座: 00190-5-31000
口座名義: 公益財団法人 日本ユニセフ協会

*窓口でのお振込みの場合には、送金手数料が免除されます。

※日本ユニセフ協会への寄金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

日本ユニセフ協会 協定地域組織

● 北海道ユニセフ協会	● 広島県ユニセフ協会
〒03-9501-0191 札幌市中央区北1条5-10-1 コープさっぽろ本部2F TEL. 011-671-5717	〒73-0002 広島市中区川町2-6-11 第1ワカバビル5F TEL. 082-231-8855
● 岩手県ユニセフ協会	● 山口県ユニセフ協会
〒02-0690 滝沢町北200-3 いわてコープ本部2F TEL. 019-687-4460	〒73-0083 山口市吉野町2-189 コープしまなみ吉野町センター2F TEL. 083-902-2266
● 石川県ユニセフ協会	● 香川県ユニセフ協会
〒92-0382 金沢市吉野町2-189 コープしまなみ吉野町センター2F TEL. 0760-0023	〒70-0023 高松市寿町1-4-3 高松中央通りビル3F TEL. 087-813-0772
● 宮城県ユニセフ協会	● 愛媛県ユニセフ協会
〒960-8105 福島市久保町4-8 ラコバくまくま4F TEL. 029-221-5566	〒790-0003 松本市三番町5-13-10 リバーピル21号 TEL. 090-931-5369
● 茨城県ユニセフ協会	● 久留米ユニセフ協会
〒31-0022 水戸市船橋1-5-5 茨城県立会館分館5F 茨城県生活協同組合連合会内 TEL. 029-244-3020	〒530-0022 久留米市城内町15-5 久留米商工会館2F TEL. 0942-37-7121
● 滋賀県ユニセフ協会	● 佐賀県ユニセフ協会
〒326-0018 大津市中島南町2-10-10 コープ大津本部1F TEL. 074-823-3932	〒840-0054 佐賀市水ヶ原2-14-2 TEL. 0952-28-2077
● 千葉県ユニセフ協会	● 熊本県ユニセフ協会
〒264-0029 千葉市中央区木下2-26-30 コープ千葉木下1F TEL. 043-226-3171	〒862-0049 熊本中央区府内1-11-2 サンライズビル3F TEL. 096-362-5757
● 埼玉県ユニセフ協会	● 宮崎県ユニセフ協会
〒336-0018 さいたま市南区南本町2-10-10 コープ大宮本部1F TEL. 048-823-3932	〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6 みやざきNPO/ハウス307号 TEL. 095-31-3805
● 福岡県ユニセフ協会	● 鹿児島県ユニセフ協会
〒810-0051 福岡市中央区赤坂2-26-30 コープ福岡本部2F TEL. 092-851-0970	〒892-0042 鹿児島県東之子町14-2 メガネのヨシザワ5F TEL. 099-226-3492

[2019年12月現在]

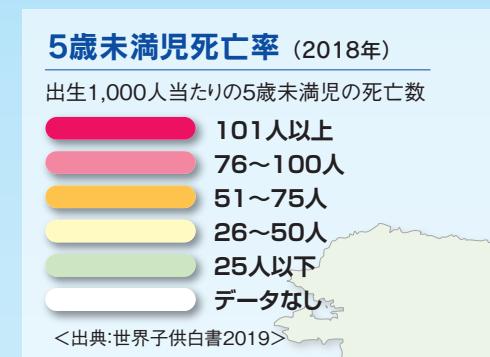
公益財団法人 日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL.03-5789-2012 FAX.03-5789-2032

ホームページ www.unicef.or.jp

Twitter(@UNICEFinJapan) Facebook(@UNICEFinJapan)

[2019年ユニセフ基礎リーフレット]

5歳未満児死亡率世界地図



ユニセフが活動している国と地域

例: 国名 ユニセフが子どものための支援活動をしている国と地域

国名 ユニセフ国内委員会が活動している国と地域

国名 ユニセフとユニセフ国内委員会が特に活動していない国と地域

※世界33の先進国・地域には、ユニセフ本部との協力協定により、各国において唯一、ユニセフを民間で代表する国内委員会がおかれています。

(2019年12月現在)



アフガニスタン



アフガニスタンでは、370万人もの子どもたちが学校に通えず、そのうち60%は女の子です。ユニセフは教育省やほかのパートナーと協力しながら、貧困や差別、紛争などが原因で最も弱い立場におかれている人々、特に女の子が質の高い教育を受けられるような支援を行っています。アフガニスタン北部パンジーシール州の学校で、ユニセフの新しい学用品を受け取る子どもたち。

ユニセフ本部と地域事務所

現地事務所のほかにユニセフの本部と地域事務所があります。

本部: ニューヨーク/米国
ヨーロッパ事務所: ジュネーブ/スイス
欧州・中央アジア地域事務所: ジュネーブ/スイス
東部・南部アフリカ地域事務所: ナイロビ/ケニア
西部・中部アフリカ地域事務所: ダカール/セネガル
ラテンアメリカ・カリブ海諸国地域事務所: パナマ市/パナマ
東アジア・太平洋地域事務所: パンコク/タイ
中東・北アフリカ地域事務所: アンマン/ヨルダン
南アジア地域事務所: カトマンズ/ネパール
物資供給センター: コペンハーゲン/デンマーク
イノチェンティ研究所: フィレンツェ/イタリア
ブリッセル事務所: ブリュッセル/ベルギー
東京事務所: 東京/日本
韓国事務所: ソウル/韓国
グローバル・シェアード・サービス・センター: ブダペスト/ハンガリー

※トルコはユニセフ事務所とユニセフ国内委員会の両方あります。

子どもたちのための ユニセフの主な活動

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える首脳が参加して、ミレニアム開発目標(MDGs)を受け継ぐ新たな国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからなるSDGsは、ユニセフが重視してきた公平性のアプローチ「誰ひとり取り残さない」の考えを根底に持ち、先進国も途上国も取り組むべき普遍的な目標として設定されました。

SUSTAINABLE GOALS



ユニセフ戦略計画 (2018年-2021年)

ユニセフはSDGsの達成を目指すとともに、すべての子どもが公平な機会を得られる未来の実現に向けて、2021年までに達成すべき成果を「ユニセフ戦略計画 2018-2021年」として明らかにしました。

「ユニセフ戦略計画 2018-2021年」は、「生存と成長」、「教育」、「子どもの保護」、「水と衛生」、「公平な機会」の5つの分野に焦点を当てています。これらは互いに関連しているため、ひとつの分野への取り組みが他の分野の成果にもつながります。

教育

世界には貧困などのために小学校に通うことができない子どもが約5,900万人います。地理的な要因、経済状況、ジェンダー、障がい、紛争や災害による影響によって、多くの子どもたちが適切な教育を受ける権利を奪われています。

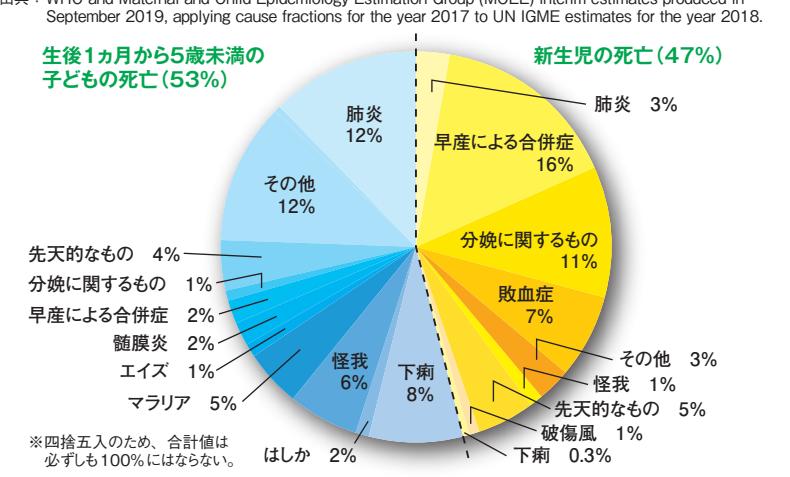
教育の機会は、子どものその能力を十分に伸ばしながら成長し、社会に参加し、またその次の世代を健やかに育していく基礎になります。ユニセフは、男の子も女の子も平等に学ぶ機会を得、質の高い教育を受けられるよう、学習資材の提供、学校施設の整備、教員へのトレーニングなどの支援を展開しています。

子どもの生存と成長

世界では5歳の誕生日を迎えることなく亡くなる子どもは年間約530万人。その原因の多くは、安全な水やワクチンがあり、適切なケアを受けられていれば防ぐことができるものです。ユニセフは、すべての子どもが乳幼児期に十分なケアを受け、守られ、より良い人生のスタートを切ることができるよう、予防接種の普及、安全な水や衛生的な環境の確保、母乳育児の推進、栄養改善など、総合的な支援を行っています。

5歳未満児の死亡原因(2018年)

感染症が、5歳未満児の命を奪う主な原因
出典: WHO and Maternal and Child Epidemiology Estimation Group (MCE) interim estimates produced in September 2019, applying fraction estimates for the year 2017 to UN IGME estimates for the year 2018.



子どもの保護

世界では多くの子どもたちが暴力や搾取、虐待にさらされています。その中には、紛争時の最悪な形態の児童労働、女性性器切除(FGM/C)や児童婚などの慣習といったものも含まれています。暴力、搾取、虐待から子どもたちを守ることは、子どもの生存、成長、発達の権利を実現するために必要不可欠です。ユニセフは、特に厳しい状況にある子どもの保護と、すべての子どもが家庭や社会、また法的に守られる環境作りを支援しています。

水と衛生

世界では約22億人が、安全に管理された飲み水を使用できず、このうち約1億4,400万人は湖や河川、用水路などの未処理の地表水を使用しています。気候変動、環境汚染、無計画な都市開発、有害物質に対する知識の欠如などにより、多くの子どもたちが、有害な環境下で暮らすことを強いられています。

ユニセフは、子どもたちに清潔な水を届けられるよう井戸などの給水設備を作ったり、衛生的な生活が送れるようトイレを設置したり、学校教育や保健所を通じて石けんを使った正しい手洗いなどの衛生習慣を広めるといった活動をすすめています。

ユニセフの活動基準

ユニセフは3つの基準から、その国と地域で支援活動を行うかどうか決めています。

- ① 5歳未満児死亡率
- ② 国民1人あたりの所得
- ③ 子ども(18歳未満)の人口

ラオス



正しい衛生習慣は健康を維持し、病気の蔓延を防ぐこともつながります。ユニセフは手洗いのための設備をつくり、「せっけんによる手洗いで命を守ることができる」というメッセージを学校やコミュニティで伝えています。ラオスのサラワーン県の学校では、就学前児童のためのクラスでも、子どもたちが手洗いや正しい衛生習慣の重要性について学んでいます。

※地図は参考のために掲載したもので、国境の法的地位について何らかの立場を示すものではありません。
※地図上に掲載した写真とその説明は世界各地で行われているユニセフ活動の一例です。
※地図上の国名・地名は2019年12月現在のものです。

公平な機会

世界では3億8,500万人の子どもが極度の貧困下で暮らしています。その他にも、地理、紛争、差別、疎外、その他の障壁によって、何百万人もの子どもたちが、不平等、剥奪、何世代にもわたって続く貧困状態を強いられています。ユニセフはすべての子どもが人生において公平な機会を得られるように支援活動を行っています。

緊急支援・人道支援

自然災害や武力紛争といった緊急事態や人道危機の中で最も犠牲を強いられるのは、いつも子どもたちです。子どもの命を守り、安全な環境を確保するため、ユニセフは直ちに毛布や水などの生活に必要な物資や医薬品を提供したり、学校の再開、「子どもにやさしい空間」の設置など、ニーズに合わせたさまざまな緊急支援を行っています。



※数値は2019年9月時点で確認できたもの表示しています。